



© 2023 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L636952



主な内容

令和4年度決算	2~5
税務署からのお知らせ	8
後期高齢者健康診査・歯科健康診査	10
児童虐待防止推進月間	14・15
こども園で大切にしていること	18

木曾岬町の人口と世帯数
10月1日現在

人口	5,936人 (前月比-19)
男	3,065人 (前月比-12)
女	2,871人 (前月比-7)
世帯数	2,544世帯 (前月比-8)

木曾岬町メール配信サービス

登録は簡単で、どこにいても町の情報が確認できます。

【登録方法】

QRコードからサイトにアクセスするか、
[t-kisosaki@sg-p.jp] に空メールを送信してください。



令和4年度 木曽岬町歳入歳出決算



決算の状況

令和4年度一般会計の歳入決算額は37億1,406万8千円、歳出決算額は35億2,522万2千円で、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を除いた実質収支は1億8,251万7千円となりました。

また、特別会計全体の歳入決算額は19億3,079万円、歳出決算額は18億6,800万5千円で、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を除いた実質収支は4,403万4千円となり、企業会計である水道事業会計の決算は、当年度純損失が1,360万9千円、当年度未処理欠損金が382万4千円となっています。

1 会計別決算状況

(1) 一般会計及び特別会計の決算状況

(単位:千円)

会計区分	歳入決算額 A	歳出決算額 B	歳入歳出差引額 C(A-B)	翌年度繰越財源 D	実質収支額 E(C-D)	
一般会計	3,714,068	3,525,222	188,847	6,330	182,517	
特別会計	国民健康保険	776,757	757,535	19,222	0	19,222
	後期高齢者医療	153,477	152,865	611	0	611
	介護保険	576,410	561,355	15,055	0	15,055
	土地取得	3,322	2,800	522	0	522
	農業集落排水事業	82,713	79,144	3,568	0	3,568
	公共下水道事業	338,111	314,305	23,806	18,750	5,056
	小計	1,930,790	1,868,005	62,785	18,750	44,034
合計	5,644,858	5,393,226	251,632	25,080	226,551	

※表示単位未満四捨五入のため、計算に不一致の場合があります。

(2) 企業会計の決算状況

(単位:千円)

区分	水道事業
収益的収入	159,627
収益的支出	173,236
当年度純利益(△損失)	△13,609
前年度繰越利益剰余金(△欠損金)	9,785
当年度未処分利益剰余金(△未処理欠損金)	△3,824

※消費税抜き表示

※表示単位未満四捨五入のため、計算に不一致の場合があります。



用語解説

◆一般会計

町税を主な収入として、道路・公園などの整備や、教育や社会福祉事業の充実など、町が一年間行っている基本的な施策の経費を計上した会計のことをいいます。

◆特別会計

国民健康保険や下水道などの特定事業を行う場合に、経理状況が一目でわかるようにするために、一般会計とは別に経理する会計のことをいいます。

◆公営企業会計

民間企業と同じように独立採算性で、収支のバランスをとりながら経理する会計のことをいいます。

◆町税

町民税・固定資産税・軽自動車税等の普通税と、入湯税・事業税等の目的税のことをいいます。

◆繰入金

一般会計、特別会計、各種基金などから受け入れるお金のことをいいます。

◆地方交付税

国が市町村の財政状況に応じて交付するお金のことをいいます。地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。

◆国庫金支出金

国庫金が認められた事業に対し市町村に交付されるお金(負担金・補助金・委託金など)のことをいいます。

(3) 一般会計歳入決算の状況

令和4年度の歳入決算額は37億1,406万8千円で、前年度より8,855万4千円(2.4%)の増となりました。

地方特例交付金が2,203万8千円(83.2%)、利子割交付金が28万1千円(44.7%)の減となった一方、寄附金が8,240万1千円(93.4%)、諸収入が1,374万9千円(34.9%)の増となりました。

① 款別決算額

(単位:千円・%)

区 分(款)	令和4年度		令和3年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
1 町 税	964,091	26.0	920,233	25.4	43,858	4.8
2 地 方 譲 与 税	32,648	0.9	38,025	1.0	△5,377	△14.1
3 利 子 割 交 付 金	347	0.0	628	0.0	△281	△44.7
4 配 当 割 交 付 金	5,295	0.1	6,186	0.2	△891	△14.4
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,811	0.1	6,699	0.2	△2,888	△43.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	37,516	1.0	42,624	1.2	△5,108	△12.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金	157,717	4.2	154,614	4.3	3,103	2.0
8 環 境 性 能 割 交 付 金	4,794	0.1	4,421	0.1	373	8.4
9 地 方 特 例 交 付 金	4,450	0.1	26,488	0.7	△22,038	△83.2
10 地 方 交 付 税	1,222,770	32.9	1,177,437	32.5	45,333	3.9
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	645	0.0	709	0.0	△64	△9.0
12 分 担 金 及 び 負 担 金	21,015	0.6	26,181	0.7	△5,166	△19.7
13 使 用 料 及 び 手 数 料	32,481	0.9	29,963	0.8	2,518	8.4
14 国 庫 支 出 金	485,287	13.1	516,107	14.2	△30,820	△6.0
15 県 支 出 金	153,577	4.1	164,008	4.5	△10,431	△6.4
16 財 産 収 入	14,259	0.4	13,779	0.4	480	3.5
17 寄 附 金	170,666	4.6	88,265	2.4	82,401	93.4
18 繰 入 金	12,924	0.3	15,507	0.4	△2,583	△16.7
19 繰 越 金	67,502	1.8	109,465	3.0	△41,963	△38.3
20 諸 収 入	53,155	1.4	39,406	1.1	13,749	34.9
21 町 債	269,118	7.2	244,769	6.8	24,349	9.9
歳 入 合 計	3,714,068	100.0	3,625,514	100.0	88,554	2.4

※表示単位未満四捨五入のため、計算に不一致の場合があります。

② 自主財源・依存財源構成

(単位:千円・%)

区 分(款)	令和4年度		令和3年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
自主財源						
町 税	964,091	26.0	920,233	25.4	43,858	4.8
分 担 金 及 び 負 担 金	21,015	0.6	26,181	0.7	△5,166	△19.7
使 用 料 及 び 手 数 料	32,481	0.9	29,963	0.8	2,518	8.4
繰 入 金	12,924	0.3	15,507	0.4	△2,583	△16.7
そ の 他	305,582	8.2	250,915	6.9	54,667	21.8
小 計	1,336,093	36.0	1,242,799	34.3	93,294	7.5
依存財源						
地 方 交 付 税	1,222,770	32.9	1,177,437	32.5	45,333	3.9
国 庫 支 出 金	485,287	13.1	516,107	14.2	△30,820	△6.0
県 支 出 金	153,577	4.1	164,008	4.5	△10,431	△6.4
町 債	269,118	7.2	244,769	6.8	24,349	9.9
そ の 他	247,223	6.7	280,394	7.7	△33,171	△11.8
小 計	2,377,975	64.0	2,382,715	65.7	△4,740	△0.2
合 計	3,714,068	100.0	3,625,514	100.0	88,554	2.4

※表示単位未満四捨五入のため、計算に不一致の場合があります。

◆町債
建設事業など、将来の町民にも建設費用を負担してもらったほうが公平であると考えられる事業等の資金調達のために借り入れるお金のことをいいます。

◆自主財源
町が自主的に収入しうる財源のことをいいます。

◆依存財源
国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のことをいいます。

◆義務的経費
歳出のうち、その支出が義務付けられた任意に節減できない経費をいいます。

◆任意的経費
任意に支出することができ、経費であり、町の意志によって削減できる要素を持つ経費をいいます。

◆扶助費
社会保障制度の一環として、生活を維持するために支出される経費のことをいいます。(生活扶助・教育扶助・医療扶助・住宅扶助等)

◆公債費
借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子です。

◆補助費等
負担金・補助金・交付金が主なものですが、報奨金や損害保険などの保険料、賠償金等も含まれます。

◆物件費
地方公共団体が支出する消費的性質の経費(人件費・維持補修費・扶助費を除く)のことをいいます。

(4) 一般会計歳出決算の状況

令和4年度の歳出決算額は35億2,522万2千円で、前年度より1億7,720万9千円(5.3%)の増となりました。

農林水産業費で6,205万6千円(24.2%)、商工費で447万7千円(22.3%)の減となった一方、土木費で8,804万6千円(24.1%)、総務費で1億5,355万7千円(19.0%)の増となりました。

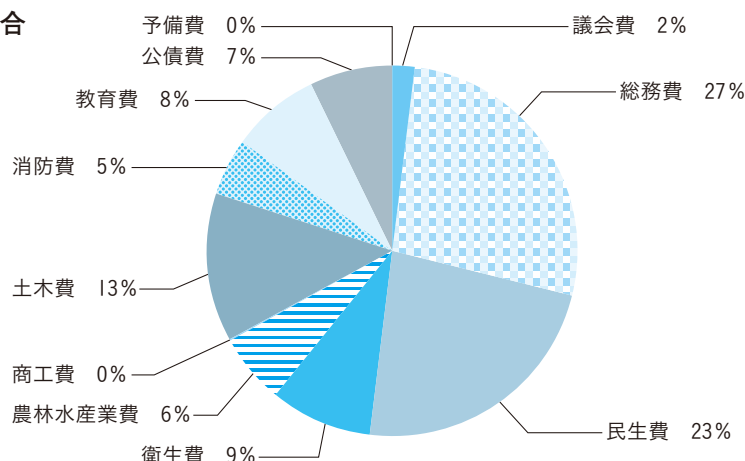
① 款別決算額

(単位:千円・%)

区 分(款)	令和4年度		令和3年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
1 議 会 費	55,455	1.6	55,158	1.6	297	0.5
2 総 務 費	959,829	27.2	806,272	24.1	153,557	19.0
3 民 生 費	813,920	23.1	829,471	24.8	△15,551	△1.9
4 衛 生 費	317,718	9.0	290,724	8.7	26,994	9.3
5 農 林 水 産 業 費	194,644	5.5	256,700	7.7	△62,056	△24.2
6 商 工 費	15,614	0.4	20,091	0.6	△4,477	△22.3
7 土 木 費	453,185	12.9	365,139	10.9	88,046	24.1
8 消 防 費	183,549	5.2	198,459	5.9	△14,910	△7.5
9 教 育 費	286,887	8.1	295,088	8.8	△8,201	△2.8
10 公 債 費	244,421	6.9	230,911	6.9	13,510	5.9
11 予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳 出 合 計	3,525,222	100.0	3,348,013	100.0	177,209	5.3

※表示単位未満四捨五入のため、計算に不一致場合があります。

② 款別決算額の構成割合



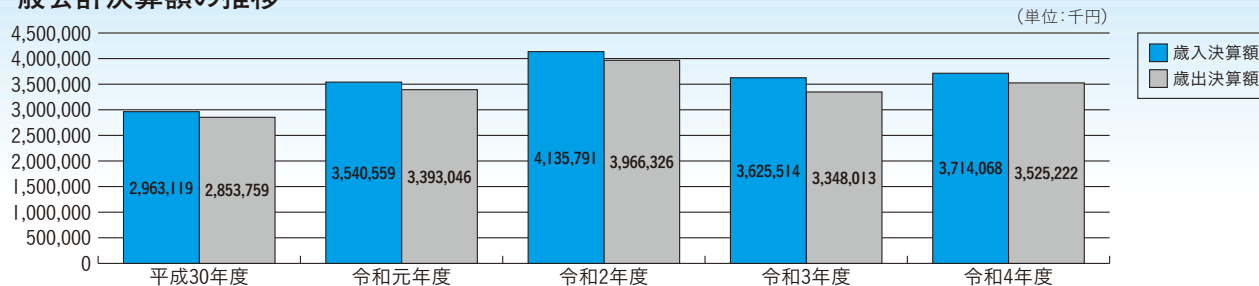
③ 性質別決算額

(単位:千円・%)

区 分(款)	令和4年度		令和3年度		増減額	増減率	
	決算額	構成比	決算額	構成比			
義務的経費	人 件 費	640,562	18.2	679,196	20.3	△38,634	△5.7
	扶 助 費	223,465	6.3	290,613	8.7	△67,148	△23.1
	公 債 費	244,421	6.9	230,911	6.9	13,510	5.9
	小 計	1,108,448	31.4	1,200,720	35.9	△92,272	△7.7
経投資費	普 通 建 設 事 業 費	252,601	7.2	160,574	4.8	92,027	57.3
	小 計	252,601	7.2	160,574	4.8	92,027	57.3
その他経費	物 件 費	780,435	22.1	803,042	24.0	△22,607	△2.8
	維 持 補 修 費	12,936	0.4	11,367	0.3	1,569	13.8
	補 助 費 等	529,545	15.0	447,596	13.4	81,949	18.3
	そ の 他 経 費	841,257	23.9	724,714	21.6	116,543	16.1
	小 計	2,164,173	61.4	1,986,719	59.3	177,454	8.9
合 計	3,525,222	100.0	3,348,013	100.0	177,209	5.3	

※表示単位未満四捨五入のため、計算に不一致場合があります。

(5) 一般会計決算額の推移



(6) 町債の状況

町債現在高

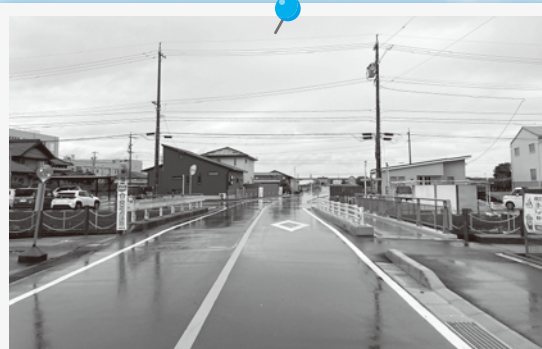
(単位:千円・%)

区分	令和4年度末	令和3年度末	増減額	増減率
一般会計債	1,822,135	1,721,062	101,073	5.9
減税補填債	5,967	8,530	△2,563	△30.0
臨時財政対策債	1,488,860	1,554,069	△65,209	△4.2
減収補填債	5,000	5,000	0	0.0
農業集落排水事業債	41,226	26,242	14,984	57.1
公共下水道事業債	406,402	479,856	△73,454	△15.3
合計	3,769,590	3,794,759	△25,169	△0.7

※表示単位未満四捨五入のため、計算に不一致の場合があります。



令和4年度主要事業



①町道西対海地・和泉線道路改良工事
8,125万円



②小型動力ポンプ付普通積載車購入
1,452万円



③公共施設トイレ改修工事(町体育館外)
7,867万円



④土地改良施設緊急浚渫事業
2,842万円



町職員の給料などを公表します

職員の給与や勤務条件など、木曾岬町の人事行政について理解を深めていただけるよう令和4年度の状況をお知らせします。

◆ 職員の任免および職員数に関する状況

採用状況

(令和5年4月1日)

職 種	人 数
一般行政職	3 人

退職状況

(令和4年度中)

職 種	人 数
定年退職	2 人
応募認定退職	0 人
普通退職ほか	1 人
合 計	3 人

部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在)

区 分	令和4年度	令和5年度	対前年増減数
一 般 行 政 部 門	議 会	2	0
	総務・企画	15	0
	税 務	5	0
	農林水産	5	0
	土 木	3	1
	民 生	18	-3
	衛 生	6	1
小 計	54	53	-1
教 育 部 門	6	6	0
公 営 企 業 等	水 道	1	0
	下 水 道	1	0
	そ の 他	3	0
	小 計	5	5
合 計	65	64	-1

※町長、副町長、教育長を除きます。

◆ 職員の人事評価の状況

職員の能力開発、人材育成及び任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため人事評価を行っています。

人事評価制度は、職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の結果等を評価する「業績評価」と職務を遂行するにあたり発揮した能力を評価する「能力評価」の2つの評価から構成されています。

◆ 人件費の状況

(令和4年度一般会計決算) (単位:千円)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度人件費率
3,525,023	627,537	17.8%	19.2%

※人件費には、特別職の報酬等が含まれます。

◆ 職員の平均給料月額・平均年齢の状況

(令和5年4月1日)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	301,700円	40.6歳

◆ 初任給の状況

(令和5年4月1日)

区 分	木曾岬町	三重県
一般行政職	大学卒	194,300円
	高校卒	161,500円

◆ 経験年数・学歴別平均給料の状況

(令和5年4月1日)

区 分	7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	250,800円	294,500円
	高校卒	—	—

◆ 手当の状況

扶養手当	配偶者	6,500円
	配偶者以外の扶養親族 1人につき (子)10,000円 (父母等)6,500円	
	特定扶養加算(16歳～22歳の子 1人につき)	5,000円
住居手当	借家居住者 (16,000円を超える額)	支給限度額 28,000円
通勤手当	交通機関利用者	支給限度額 55,000円
	交通用具利用者 片道 2km以上の距離に応じて	2,000円～31,600円

(令和5年4月1日)

期末勤 手 当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.20月分	0.95月分
	12月期	1.20月分	1.05月分
	合計	2.40月分	2.00月分
		(令和4年度支給割合)	
		※職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	

※このほか、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職手当、地域手当などがあります。
※扶養手当、通勤手当の内容は国と同じです。

◆ 特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日)

区 分	給料月額等	期末手当	
町 長	670,000円	6月期 2.15月分	12月期 2.25月分
副 町 長	540,000円	合計 4.40月分	※役職加算あり (令和4年度支給割合)
教 育 長	520,000円		
議 長	285,000円	6月期 1.20月分	12月期 1.20月分
副 議 長	225,000円	合計 2.40月分	※役職加算あり
議 員	210,000円		

◆ 勤務時間の状況

1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までで、週38時間45分勤務です。

◆ 休暇制度

年次有給休暇	1年(暦年)に20日間付与されます。 残日数がある場合は、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。
病 気 休 暇	病気療養に必要な期間(90日以内)について有給の休暇となります。
特 別 休 暇	特定の事由に基づいて有給の休暇が認められます。 結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇、夏季休暇などです。
介 護 休 暇	同居の家族の介護が必要な期間(連続する180日以内)について無給の休暇となります。

※令和4年中の有給休暇の平均取得日数 8.5日

◆ 職員の分限処分および懲戒処分

(令和4年度)

区 分	人 数
分 限 処 分	3 人
懲 戒 処 分	0 人

◆ 公平委員会における業務の状況

(令和4年度)

業 務	件 数
勤務条件に関する措置要求	無
不利益処分に対する不服申立て	無
苦情処理	無

◆ 研修の状況

全職員を対象に職場内研修を行い、職務遂行能力向上に努めています。令和4年度においては、コミュニケーションの基礎知識を習得して、相手と円滑なコミュニケーションをはかり、業務の生産性の向上と働きやすい職場づくりを目指して、「コミュニケーション研修」を実施しています。

また、職場外研修として、主に三重県市町総合事務組合が主催する研修に、役職や経験年数、専門分野等に応じて受講しています。

◆ 福利厚生事業

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生増進を図るため、(財)三重県市町職員互助会に加入し、福利厚生事業を実施しています。事業内容等は、以下を参照してください。

<http://www.zc.ztv.ne.jp/fukuri/index.htm>

成年後見制度中核機関を設置しました

成年後見制度の利用を必要とする本人やその家族などからの相談に応じる「中核機関」を設置しました。

成年後見制度って何？
相談場所は？



中核機関とは…

成年後見制度に関する身近な相談窓口です。
制度の利用や申立手続きに関する相談を受け付け、必要に応じて弁護士などの専門家からアドバイスを受けるなど他機関と協力しながら高齢者やその家族、後見人等のサポートを行います。

金銭や財産の管理が難しくなってきた、認知症になったときの不安などお困りごとがある方はご相談ください。

【相談窓口】 木曾岬町地域包括支援センター ☎0567-68-8183
西対海地250番地（福祉・教育センター内）

税務署からのお知らせ

◆インボイス制度が始まりました

制度の概要、説明会のご案内、新たな負担軽減措置、補助金などの支援策等インボイス制度の詳細については、国税庁ホームページの「インボイス特設サイト」をご覧ください。



- 問合せ先 桑名税務署
個人事業者の方 個人課税部門 ☎0594-22-5123（ダイヤルイン）
法人の方 法人課税部門 ☎0594-22-5124（ダイヤルイン）

ふれあい農園（貸し農園）利用者募集

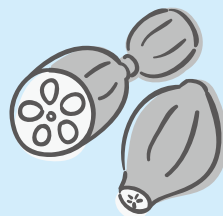
農作業で汗を流してみませんか？
ふれあいと余暇を楽しむ場として、町ではふれあい農園（貸し農園）を設置しております。

このたび、ふれあい農園において空き区画が生じておりますので、募集を行います。ぜひ、ご応募ください。

- 募集区画数
1区画30平方メートル
- 利用料
年間 6,000円
(年度途中からの利用は月割)
- 利用（契約）期間
契約日から令和8年3月31日
- 農園の場所
木曾岬町大字源緑輪中1574番地
- 申込み受付期限
先着順に受け付けします。
(空き区画が無くなり次第、募集を終了します。)
- 利用資格
町内在住者・町内在勤者
- 申込・問合せ先
産業課 ☎68-6105

シニアクッキングのお知らせ

- 日 時 / 12月15日(金) 午前10時～午前11時30分
 - 場 所 / 木曾岬町保健センター
 - 対 象 / 木曾岬町にお住まいの65歳以上の方
または、65歳以上の方と同居されている方
 - 定 員 / 15名まで
 - 実施内容 / 講話、簡単な調理、試食、レシピ紹介
 - 献 立 / レンコン料理 (ごはん、汁物、ぎょうざ、サラダ)
 - 持 ち 物 / 筆記用具、エプロン、三角巾、ふきん (2枚)
料理をお持ち帰りされる方は、保存容器とバックをお持ちください。
 - 参加費 / 300円
 - 受付期間 / 11月1日(水)～12月4日(月)
(先着順で受け付け、定員になり次第締め切ります)
 - 申込方法 / 木曾岬町保健センター
管理栄養士まで (☎68-6119)
お電話もしくは窓口にてお申し込みください。
- ※都合により中止、または内容を変更する場合があります。



「れんこん料理」をテーマに、シニアクッキングを開催します。ご自宅でする簡単なれんこん料理のレシピや特徴などをご紹介します。皆さまのご参加、お待ちしております。

ヘルスマイトによる

配食弁当サービスのお知らせ

- 日 時 / 11月28日(火)
お弁当は正午～午後1時の間にご自宅へお届けいたします
*お申込みは11月1日(水)～11月17日(金)まで
- 対 象 / 木曾岬町にお一人住まいの70歳以上の方
- 献 立 / 栄養バランス満点のお弁当
- 人 数 / 25名
先着順で受け付け、定員になり次第締め切ります
- 申込費用 / 無料
- 申込方法 / 木曾岬町保健センター管理栄養士まで (☎68-6119)
お電話もしくは窓口にてお申込みください



ヘルスマイト (木曾岬町食生活改善推進協議会) が丹精込めてお弁当を作ります。
皆さまのお申込み、心よりお待ちしております。

*都合により変更になる場合があります。ご了承ください。

後期高齢者健康診査・ 後期高齢者歯科健康診査 (75歳・77歳・80歳)の ご案内

後期高齢者健康診査・後期高齢者
歯科健康診査（令和5年3月31日現
在、75歳・77歳・80歳の方限定）は
もう受けられましたか？

まだ、受診されていない方は期限
が迫っていますので、ご自身の健康
管理の為に受診をお願いします。

◆後期高齢者健康診査

・対象者

後期高齢者医療制度に加入の方
で8月31日までに資格取得され
た方

・健診期限

11月30日(木)まで

・持ち物

- ①受診券
- ②保険証
- ③質問票
- ・自己負担金

無料
(ただし、2回目以降の受診に
ついては全額自己負担となりま
す。)

◆後期高齢者歯科健康診査

・対象者

令和5年3月31日時点において、
後期高齢者医療に加入されてい
る方のうち、75歳、77歳及び80
歳の方です。対象の方へはす
でに受診票等を送付しています。

・健診期限

11月20日(月)まで

・持ち物

- ①受診票
- ②保険証
- ③質問票
- ④健診票
- ⑤健診結果のお知らせ
- ・自己負担金

●問合せ先

住民課 ☎68-6103



0才からのピアノコンサート

こんにちは! 子育てボランティアトライアングルです。
私たちは0才から本物にふれてほしいと願い、下記のようなコンサートを企画しました。
ご来場をお待ちしております。

- 日 時：12月5日(火) 午前10時30分(開場 午前10時)
- 会 場：木曾岬町市民ホール
- 演奏者：ジャズピアニスト 河野康弘氏
- 演奏曲：私のお気に入り～ピアノのお目覚め/星に願いを/チューリップ～ジャズに変身/
大きな古時計/台風/四万十川～自然を大事に/さんぽ/もののけ姫/
ワッハッハ～みんなのジャズピアニスト/
心と心のハーモニー～ウィ・アー・ザ・ワールド
※当日変更になる場合もあり
- 演奏時間：約60分
- 参加対象：0才～未就園児とご家族、妊婦の方
- 入場料：無料
- 主催：子育てボランティアトライアングル
- 問合せ：社会福祉協議会 小林 68-2760



～できていますか？

プラスチック製容器包装の分別～

容器包装プラごみについて、汚れが目立つものや異物の混入等が多く見受けられます。

ごみを間違った分別で捨てると、ごみ処理施設に多大な迷惑がかかります。今一度、プラスチック製容器包装ごみの分別方法について確認してください。



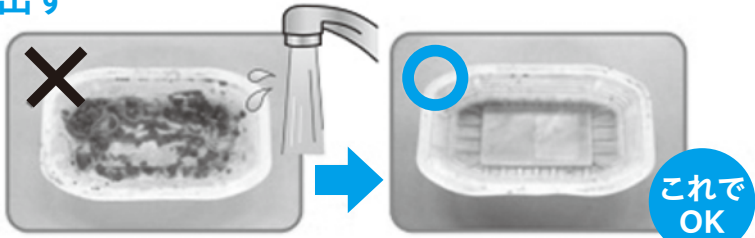
実際に木曾岬町から出されたプラスチック製容器包装のごみ袋の異物混入等写真

※異物は取り除いてから出す
金属は必ず取り除き、紙ラベルは取れる範囲で取り除いてください。

【出す際の注意点】

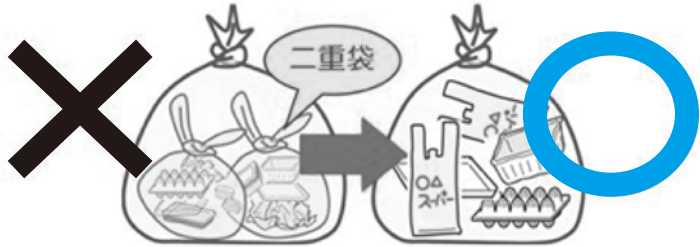
①汚れているものは洗ってから出す

リサイクルの品質向上のため、きれいな状態で出してください。洗っても汚れの落ちないものは「可燃ごみ」として出してください。



②二重袋(ごみを小袋に小分けにして大袋に入れる)にならないようにする

異物混入の確認が困難になるため



家庭から出るごみの量を減らすとともに、再生資源を無駄にしないようプラスチック製容器包装ごみの分別排出にご協力をお願いします。

問合せ先/住民課 ☎68-6103

ふとん洗濯サービス のご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・消毒により汚れやダニもきれいにとれる寝具洗濯サービスをご利用ください。

● 申込方法

役場福祉健康課にて利用料とともに申し込んでください。

● 申込期限

11月30日(木)

● 実施日

12月中旬に業者がお宅へお伺いして布団をお預かりし、おおむね1週間以内にお届けします。

なお、お伺いする日時は、業者から連絡します。

* 布団の貸出し有(有料、敷布団・掛布団各550円/回)

● 対象寝具(日常的に使用している寝具に限る)

- ① 掛布団+敷布団+毛布
- ② マットレス+ベットパット+掛布団+毛布
- ③ マットレス+ベットパット+掛布団+敷布団+毛布

* 羽毛布団等もご利用いただけます。

● 利用料

- ① 740円
- ② 960円
- ③ 1,180円

● 利用対象者

- ・ おおむね65歳以上の一人暮らしの方
- ・ 介護認定を受けた方
- ・ 心身障がい児(者)で衛生管理が困難な方

● 申込み及び問合せ先

福祉健康課
☎ 68-6104



洗濯前

洗濯後

リサイクルの森 イベント情報

● 問合せ先
 株式会社くわなEサービス
 ☎0594-87-5133
 HP: <https://www.kwes-ebara.com>



体験プログラム「ステンシルでオリジナルエプロンを作ろう」

- **開催日時** / 12月2日(土) 午前の部: 午前10時から 午後の部: 午後1時から (約90分間のプログラムです)
- **会場** / 桑名広域清掃事業組合 リサイクルの森 (桑名市多度町力尾字沢地4028)
 午前の部 午後の部 管理棟2階 ホール
- **実施内容** / 【午前の部】 【午後の部】
 「ステンシルでオリジナルエプロンを作ろう」
 使わなくなったクリアファイルを利用したステンシルでエプロンをデコレーション。
- **参加対象** / 対象: 桑名市・木曾岬町・東員町の在住者
 定員: 午前の部 参加者5組15名程度
 午後の部 参加者5組15名程度
 ※カッターをしますので小学校以下の方は保護者同伴
 ※お子様は上靴持参
 イベントは、先着順の事前予約制となります。
 参加ご希望の方は下記期間中に「リサイクルの森」へ、
 お電話 (☎0594-87-5133) にてご応募ください。
- **応募期間** / 11月1日(水)~12月1日(金) 午前9時~午後4時まで (土・日曜日を除く)
- **問合せ先** / リサイクルの森 くわなEサービス (☎0594-87-5133 / FAX0594-87-5152)

ホームページは
こちらから





警察署コーナー



■桑名警察署
■木曾岬駐在所

☎(0594)24-0110
☎65-3635

11月25日(土)から12月1日(金)は 「犯罪被害者週間」です

この週間は、犯罪被害者などが置かれている状況について理解を深めていただく週間です。

特に性被害の場合は、子供や若者が被害に遭ったことを正しく認識できないことが多いことや、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されています。

- 被害の届け出を迷っている段階でも相談できること
- 性別年齢にかかわらず相談できること
- 匿名で相談できること
- 相談者の秘密は守られること
- 相談対応は、可能な限り相談者の希望する性別の職員が対応すること

としています。

また、その他の犯罪被害についても、相談を受け付けています。

- 性犯罪被害相談電話 #8103 (ハートさん)
(発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話に24時間つながります)
- 緊急時や事件情報は、110番又は桑名警察署0594-24-0110

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」 絶対に許すな 子供への性犯罪

児童買春や児童ポルノの製造等の子供への性犯罪は、子供の人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。

18歳に満たない子供に対する性犯罪は、仮に子供からの同意があったとしても重い刑罰が科されます。また、児童ポルノは、製造や提供はもちろん所持しているだけでも処罰の対象となります。

- 匿名通報ダイヤル (午前10時～午後5時 月～金) 0120-924-839
少年福祉犯罪などに関する情報は、「匿名通報ダイヤル」
(警視庁の委託を受けた民間団体が受理)でも通報を受け付けています。
- 北勢少年サポートセンター (四日市南警察署内) 059-354-7867
(午前9時～午後5時 月～金 (土日休日 年末年始除く))

少年や保護者等から、電話や対面による相談を受け付けています。

犯罪やいじめ、少年の健全な育成を害する行為を受けた少年の心のケアを行い、立ち直りを支援しています。

町内9月の交通事故 ()…令和5年累計

●件数/17件(125件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/6人(12人)

●ヤングケアラーを知っていますか？

ヤングケアラーは、一見ふつうのこどもたち。だからこそ、まわりが気づき、声をかけ、手を差し伸べるのが大切です。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーは、家族のために家事や家族の世話などを頑張っているからこそ、一人でこんな悩みを抱えています。

- 友達と遊ぶ時間が取れない・・・ 自分の時間が取れない・・・ 睡眠不足・身体の不調がある・・・
学校を休みがち・・・ 友達と会話が合わない・・・ 部活・習い事ができない・・・
勉強の時間がとれない・・・ 進路変更(夢をあきらめる)をせざるをえない・・・

もし学校生活に影響がでたり、こころやからだに不調を感じていたら注意が必要です。

学校の先生・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・保健師など町の相談機関や、親戚の人・友達など、信頼できる相手に相談してみましょう。
相談できる場所も広がっています！

☆11月12日～11月25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です!!

DV相談機関：DV相談ナビ #8008 / 警察相談窓口 #9110
北勢福祉事務所(女性相談) ☎059-352-0557 (月～金 午前8時30分～午後4時)



11月は国の「秋のこどもまんなか月間」です。この取り組みはこどもや子育て世帯を支える取組みを推進するもので、木曾岬町では特に「**児童虐待防止**」の**推進**を行っています。「あなたの電話が親子を守る」すべての人が笑顔で暮らせるまちにしましょう。

●庁舎1階で「こどもまんなか月間・児童虐待防止推進月間」の取組みとして11月は「オレンジリボンツリーの展示」をしています！

「児童虐待防止推進月間」の啓発活動の一環として、今年度も三重県内の各市町で「オレンジリボンツリーの展示」を実施しています。

木曾岬町では、11月1日(水)～30日(木)までの期間中、庁舎1階木曾岬ステーションで「オレンジリボンツリー」を展示していますので、短冊へのメッセージのご協力をお願いします。



昨年度の様子

●木曾岬町の子ども虐待防止の取り組み！

木曾岬町では、「木曾岬町子ども虐待及び配偶者の暴力防止ネットワーク(CAPきそさき)」を設置し、保健・福祉・教育・医療・警察関係者や民生委員・児童委員や町民育成会議等子どもに関わる各関係機関で連携し、子どもへの虐待防止や配偶者の暴力(DV)防止活動に取り組んでいます。

子どもを虐待から守るのに、理由はいらない。

なにかが起るその前に！！

とにかく連絡 **189** (いちはやく)

児童相談所 虐待対応ダイヤル (通話無料・匿名可能・秘密厳守)



オレンジリボン運動

子育てのことで、頼れる場所があります。

木曾岬町では保健センター内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、保健師や保育士・栄養士・臨床心理士などの専門家が、妊娠前から子育てまでのさまざまなご相談に、応じていますので、一人で悩まずまずはお電話を・・・

木曾岬町子ども家庭総合支援拠点(子ども相談電話) 68-6119

第26回ファミリーグラウンドゴルフ大会が開催されました!

9月17日(日)木曾川グラウンドを会場に体育協会・スポーツ推進委員会の主催による“ファミリーグラウンドゴルフ大会”が開催され、一般の部35名とジュニアの部4名の計39名が参加しました。

グラウンドゴルフは、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に参加できるということもあり親子やご近所同士での参加が多く、まだ残暑厳しい秋空の下、あちこちで笑い声が聞こえる和気あいあいとした雰囲気の大会となりました。

なお、試合結果は以下のとおりです。

●試合結果(敬称略)

【一般の部】

- 優勝：石黒 明雄 (写真中央)
- 準優勝：吉田 邦夫 (写真左)
- 第3位：篠原 英人 (写真右)

【ジュニアの部】

- 優勝：酒井 大策 (2年連続)

【ホールインワン賞】

- 石黒 明雄 小島 明

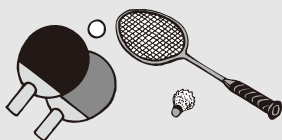


一般の部



ジュニアの部

教育関連施設 開館日のお知らせ



町 体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

- ◎ 一般開放日
卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。
自由に使用できます。
26日(日) 午前9時～正午
- ◎ 軽スポーツ教室
スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行ないます。
ソフトバレーボールやファミリーバドミントンなどを実施していますのでぜひ体育館へお越しください。
26日(日) 午後1時～午後4時
※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止となる場合があります。

文化資料館

- ◎ 開館日
毎週日曜日
午前9時～午後4時

北部公民館

- ◎ 開館日
火～日(年末年始・祝日を除く)
午前9時～午後5時
※ただし日曜は午前9時～午後1時

～奨学金の申込について～

木曽岬町修学奨学金の貸与を希望される方を募集します。この制度は、町内篤志家からご寄附いただいた資金で創設した「木曽岬町夢とふれあい教育基金」を原資に、大学や高等学校などでの勉学に強い意欲を有する方に奨学金を貸与し、将来、町に貢献できるような人に育っていただくことを目的にしています。また、令和2年4月から新型コロナウイルス感染症に伴う経済支援として貸与額を増額いたしました。（金額は選択制）

制度の概要は、次のとおりです。

●奨学金の貸与を受けようとする方の要件

- ・木曽岬町に居住する方またはその子弟であること
- ・町民税などの滞納がないこと
- ・大学および高等学校などでの勉学に強い意欲を有する方であること

●貸与額等

- ・大学生、専門学校生
……1人につき月額20,000円又は月額40,000円
- ・高校生
……1人につき月額10,000円又は月額20,000円
※無利子で貸与します。

●返 還

- ・卒業した次の年から、貸与期間の2倍年数以内に、月賦または半年賦で返還
(例えば貸与年数が4年の場合は8年以内に返還)

●申込方法

【申込書類】

- ・修学奨学金貸与申請書（様式第1号）
- ・「木曽岬町夢とふれあい教育基金」による修学奨学金に係る契約書（様式第2号）
- ・住民票世帯全員の写し（本人の除票を含む）
- ・課税証明書

※様式第1号、第2号については、教育委員会で希望の方に配布します。また、町ホームページ内、「教育委員会」からダウンロードできます。

【申込期間】 ・11月1日(水)～11月20日(月)

【申込み先】 ・教育委員会

●貸与決定の通知について

令和6年2月中旬までに、申請者に通知させていただきます。

(問合せ先／教育委員会事務局教育課 ☎68-1617)

シルバー人材センターによるボランティア活動

9月20日(水)に木曽岬町シルバー人材センターの会員の皆様によるボランティア活動が行われ、小学校校庭の除草・清掃作業を行っていただきました。

これは、10月の第2土曜日の「三重県シルバーの日」に先立ち実施されたものであり、当日は約20名の会員

の皆様が運動会をひかえた児童たちのために丁寧に作業をしていただきました。

紙面をもって厚くお礼を申し上げます。



絵本が子どもに与える力 ~こども園で大切にしていること~



今回は、「夢に向かってがんばる木曾岬っ子」応援キャンペーンの中で、木曾岬こども園が保護者の皆さんの協力を得ながら取り組んでいる絵本の読み聞かせの取り組みについて紹介します。

読書の秋。子どもたちと一緒に絵本に触れ、共に読書を楽しんでみませんか。

「あおぞら図書館」を開設

こども園では、今年度も7月より「あおぞら図書館」を開設しています。「あおぞら図書館」は、保育士がおすすめ絵本を昇降口に並べて紹介している貸出コーナーのことで、送迎の際に親子で絵本を手にとってもらうきっかけづくりとすることをねらいとしています。子どもたちは、毎日登降園の際に、「どれにしようかなあ。」「今日はこれにする!」「もう一回これ読む。」と絵本選びをしながら、送迎にみえた保護者の方とのやり取りを楽しんでいます。絵本の前にいる時の子どもたちは、どの子どもとも和やかで幸せそうな様子がみられます。



読み聞かせを通じて安心感や勇気、希望を与えます

1、2歳児クラスの子供たちは、保育士が絵本を持ってくると自然にその前に座りだし、一緒に手遊びをしたり絵本に触れたりしながら読み聞かせに参加します。小さな子供たちは読み聞かせが大好きです。

乳児期は1対1のコミュニケーションがとても大切な時期です。この頃の子供は常に大人と一心同体で、身体の動きや表情が自然に重なり合っています。やがて成長し、子供の働き掛けに大人が応えるというやり取りが変わっていきます。1対1の関わり合いは、子供にとって何よりも楽しい遊びで、これこそが子供と大人の信頼づくりの土台になっていくのです。

また、絵本には自分に自信をつけてくれたり、自分という存在を意識するきっかけを与えてくれたりする力があるのではないかと考えています。乳児期の子供は、成長段階のなかで「できない」ことが色々あります。失敗を重ね過ぎてしまうと、「自分にはできない」と自信を無くし、はじめから諦めるようになりかねません。何事にも挑戦し続けていくためには、希望と勇気、そしてちょっとしたコツの伝授が必要です。絵本には、子供に「自分もできるかもしれない」という希望や勇気を与えてくれる効果が期待できます。



こども園で大切にしていきたいこと

「ねえ、ねえ。これ見て!」この言葉は、子どもの小さなチャレンジが身を結んだ瞬間に出るうれしい気持ちと、認めて欲しい気持ちが一気に溢れる時の言葉です。自分の気持ちをきちんと認めてもらえることは大切なことです。その安心感があってこそ、子どもは「自分も頑張りたい!」「あんなことも、こんなこともやりたい!」と素直に願うことが可能になります。頑張りのエネルギーは、心の底から湧いてきてこそ長続きます。そして、自分の成長を喜んでくれる人たちに囲まれていれば、子どもはチャレンジ精神をどんどん育てていくことができるのだと思います。

これからも絵本の読み聞かせや日々の保育を通じて、子どもたちとのコミュニケーションを大切にし、『夢に向かってがんばる木曾岬っ子』を家庭・地域・園のみんなで応援していきたいです。

今月の図書館コーナー



11月は「菊」がテーマです。菊は中国が原産で、長い時間薬用として重用されてきた植物でした。万葉集には菊を詠んだ句は一首もなく、古今和歌集に多く詠われることから奈良時代後期か平安時代初めに漢方薬として伝来したと推測されます。

鎌倉時代に後鳥羽上皇が、菊を好んで天皇や皇室の紋とし、蒔絵や衣装の文様としても流行しました。日本の南北朝時代以降には、天皇より下賜されることにより公家や武家の間で家紋として使用されるようになり、その後慣例のうちに十六八重表菊という菊花紋が皇室の紋章となりました。大日本帝国憲法や日本国憲法の原本を納めた箱の蓋にも菊花紋が刻まれています。菊が日本を代表する花と言われる所以は、このような歴史をたどってきたからなのでしょう。菊は花もちがよいことから、いつまでも若々しく長生きするパワーと生命力を秘めた縁起の良い花として、長く一般庶民にも愛されてきました。今月は菊が出てくる本の本コーナーで紹介しています。また、メインコーナーでは歴史の本も紹介し、いにしえを感じてもらえたらと思っています。どうぞ図書館へお越しください。

(参考文献:そだててあそぼうキクの絵本 児童627キク 農文協/日本の家紋と姓氏 伊藤みろ 288.6 イト誠文堂新光社)

テーマコーナー

メインコーナー

- 地域資料・歴史の本

サブコーナー

- 女性問題

児童コーナー

- お仕事本

花の本コーナー「菊」

- 菊花の仇討 梶よう子著 文藝春秋 Fカジ
- 菊花酒 料理人季捕物控 和田はつ子/著 Fワダ
- 菊花荘の幽霊たち 角田光代/著 Fカク
- 三四郎 夏目漱石 726/フ 児童
- 育てて遊ぼう キク かみむらはるか/編 627キク
- 菊日和 津村節子/著 Fツム 源氏物語、蜻蛉日記

NEWS

11月のよみきかせ会は、5日(日) 午前11時からの予定です。

文化祭のこの日は、初めての試みでブックカフェの開催を予定しています。本を読む人も読まない人もどうぞお気軽にお越しください！本を読みながらコーヒーなどいかがですか。

11月 図書館カレンダー

● 休館日 ▲ よみきかせ会

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
▲5	●6	7	8	9	10	11
12	●13	14	15	16	17	18
19	●20	21	22	23	24	25
26	●27	28	29	●30		

◎開館日・時間

- 火～木 …… 午前10時～午後6時
- 金 …………… 正午～午後8時
- 土・日・祝 …… 午前9時～午後5時

◎休館日、時間外は図書館入口または役場東入口右の返却ポストに返却をお願いします。

●問合せ先/木曾岬町立図書館 ☎40-9010

HP: <https://www.ik.licrs-saas.jp/kisosaki/>

生活のミニ情報

令和5年度「介護有資格者再チャレンジ研修(Web研修)」

社会があなたの介護を必要としています。

最新の介護と知識と体に負担をかけない技術をご自宅で学びませんか？

介護の資格は持っているけれど、「経験がない」「ブランクがある」など介護職に就くことに不安がある方や、介護職に就業して1年未満の方に対して、福祉・介護の現場で活躍していただけるよう、介護の知識や技術のスキルアップができる研修を実施します。

(1) Web研修

●対象者

福祉・介護に関する資格を有しながら現在介護の仕事に就いていない方、又は介護職として就職・復帰後、概ね1年未満の方

●受講期間

8月1日(火)～令和6年2月16日(金)のうちの連続する3週間

※申込受付後、本会より受講日程をご案内します。日程

●研修内容

7科目(10時間)
介護保険制度の動向／尊厳の保持・自立支援／コミュニケーション技術／介護の基本／認知症、老化の理解等

●受講方法

本会より配布する資料と講義動画(YouTube)をお好きな時間に視聴し、期日までにレポートを提出する

(2)実技研修

●対象者
Web研修受講者のうち、受講を希望する者

●日程

令和6年2月20日(火)、21日(水)

●研修内容

介護実技演習

●会場

三重県社会福祉会館
(津市桜橋2丁目131)

●定員

150名 ※先着順

●受講料

無料

※インターネット通信料は受講者負担

●申込期間

5月8日(月)～
令和6年1月19日(金)

●その他

Web研修の受講には、インターネットに接続したパソコン、タブレット等が必要

のリクエストも可。

※インターネットの通信料は受講者負担
・希望に応じた就労支援を行います。

間 (平日 午前9時～午後5時)

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会
三重県福祉人材センター
〒514-8552 津市桜橋
2丁目131
E-mail: senzai@
miewel.or.jp
☎059-227-15160

令和5年度介護に関する入門的研修(出前研修)

「仲間といっしょに介護について学びませんか？」

企業や団体へ講師を派遣し、介護に関する基本的な知識や技術を学ぶ研修を実施します。

●対象

(1)申込者

本研修会の開催を希望する三重県内の企業・自治体・教育委員会・学校法人その他の団体
※介護事業所を運営する法人・団体を除く

(2)受講者

三重県内に居住する介護未経験の介護を学ぶ意欲を持つ者

●内容

※最低遂行人数は5名以上
・基礎講座
介護に関する基礎知識／介護の基本(各15時間)
・入門講座
基本的な介護の方法(移動・移乗、食事・入浴ほか)、老化・認知症・障害の理解、介護における安全確保等(概ね1時間～3時間)
右記より、ご希望の内容をご選択いただけます。

●実施方法

①出前研修

(会場へ講師を派遣)

②オンライン研修

(インターネットを活用し、オンラインでの研修を事前に決定した内容・時間にて実施する)

●費用

受講料 無料
※会場使用料(有料会場を使用する場合) およびインターネット通信料(オンライン研修の場合) は申込者負担。

●申込期間及び実施日程

・申込期間
4月10日(月)～
令和6年1月31日(水)

●実施日程

令和6年2月22日(木)までの期間内で申込者の希望する日程
※申込後、講師との日程調整を行う

●その他

※基礎講座の2科目を終了した方には、三重県知事名の終了証を発行します。また、「介護に関する入門的研修(会場およびWeb講座)」を受講する場合に基礎講座の受講が免除されます。
※介護職場への就労希望者には、無料職業紹介・マッチング支援を行います。

●申込

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会
三重県福祉人材センター
(平日午前9時～午後5時)

〒514-8552 津市桜橋
2丁目131

☎059-227-15160
E-mail: nyumon@
miewel.or.jp

三重県社会福祉人材センター

北勢地域若者サポートステーションは木曾岬町出張相談会を開催しています!!

国の調査によると、若者の失業率は他の世代と比べ高い状態が続いており、これからの社会を担う若者の就労支援が重要です。仕事や人間関係などについて、1人で悩み苦しんでいる若者に対し、相談場所があるのをご存じでしょうか？

この課題を解決するために、国は若者の就労から職場定着までを全面的に支援する「地域若者サポートステーション事業」を実施しています。

もし皆さんの近くに悩んでいる人がいたら、「ほくサポ」への相談を勧められてはいかがでしょうか。

ご利用の際は予約が必要となりますので、北勢地域若者サポートステーションに直接電話ください（電話番号：059-359-7280）

●日時

11月16日
午前9時30分～午前11時30分

●場所

木曾岬町 福祉・教育センター
1 和室内

●対象

15歳～49歳までの、就労を目指す方（ご家族・関係者も可）

●その他

相談無料、要予約

●相談予定日（第3木曜日）

11月	11月16日
12月	12月21日
令和6年1月	1月18日
令和6年2月	2月15日
令和6年3月	3月21日

JICA海外協力隊
秋募集説明会

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、開発途上国で現地の人々と同じ生活をしながら、ともに働き、人づくり国づくりに貢献するボランティアを募集しています。

秋募集の期間中、津市にて説明会を開催します。帰国したJICA海外協力隊から現地の話を聞いてみませんか？応募に関する詳しい情報を得る絶好の機会です。参加無料・予約等必要ありませんので、お気軽にお越しください。

問 JICA三重デスク
☎059-223-8003
E-mail jicadp@desk-niaken@jica.go.jp
JICA海外協力隊ウェブ
サイト
https://www.jica.go.jp/volunteer/

空き家・空き地の活用を支援します

「空き家・空き地バンク制度」
木曾岬町内に存在する空き家、空き地の有効活用や定住促進を目的として、町のホームページ「空き家・空き地バンク」にて情報を提供しています。
町内で空き家・空き地（住宅

を建てられる土地に限る）をお持ちの方や購入や賃貸を検討している方はぜひ同バンクへご登録ください。

「移住促進空き家改修支援事業費補助金」

町内の空き家を改修し、町外から木曾岬町へ移住する方へ空き家改修費用の2/3、最大200万円の補助金が交付されます。ただし、耐震要件や移住後10年間木曾岬町へ移住するなどの条件があります。

「特定空き家等または不良住宅除却補助金」

町内の不良住宅等の除却を行う場合、その費用の2/3、最大30万円の補助金が交付されます。ただし、町民税の未納が無いことなどの条件があります。

問 役場建設課
建設課 ☎68-6106

11月・12月は県税の「差押強化月間」です

三重県では、11月・12月を「差押強化月間」と定め、税の公平性および税収の確保のため納期限までに納めていただけない人に対し、滞納処分の強化を図ります。
病气や災害などで、一時的に納めることが困難な場合は県税

事務所へご相談ください。

問 三重県桑名県税事務所
納税課
☎0594-24-3612
FAX 0594-24-3691

秋季火災予防運動
「防火ポスター展」

11月9日（木）から15日（水）まで全国一斉に、秋季火災予防運動が実施されます。
これに伴い「防火ポスター展」を開催します。展示する防火ポスターは管内の小・中学生の応募の中から入選された86作品です。

●と き

①11月7日（火）～11月19日（日）
②11月21日（火）～12月3日（日）

●と ころ

①イオンモール桑名
（桑名市新西方1丁目22）
②イオンモール東員
（東員町大字長深5100-1）

●2023年度

全国統一防火標語
「火を消して 不安を消して つなぐ未来」
これからは、火災が発生しやすい季節を迎えます。火の元火の取り扱いには十分注意しましょう。

問 桑名市消防本部 予防課
☎0594-24-5279
FAX 0594-24-5281

暮らし何でも相談会開催
（無料）（秘密厳守）

子育て、年金、介護、労働、金融、法律などの相談に弁護士・社会保険労務士が親切にお応えします。

●日時

11月18日（土）
午前10時～午後4時

●場所

桑名市総合福祉会館内
会議室

●申込

左記電話またはFAX(0594-87-7170)までお申し付けください。
事前予約制ですが、当日空いている場合もありますので、当日でも電話にて連絡ください。

●連絡先

暮らしほっとステーション桑名員
桑名地区労働者福祉協議会
☎0594-87-7169
連合三重桑名地域協議会
☎0594-24-2422
（協力団体：桑名市社会福祉協議会）

INFORMATION
きそさき

リサイクルの森
イベント情報

警察署コーナー

こんにちは保健師です

教育委員会だより

生活のミニ情報

カレンダー

「優良運転者表彰」に ご応募

三重県交通安全協会にご加入いただき、長期安全運転に努めておられる方は一定の要件の下、希望者からの自己申請により「優良運転者表彰」を受けていただくことができます。【申請書類は、住所地を管轄する交通安全協会窓口で入手してください（郵送可）】



●資格要件

- ① 三重県交通安全協会に個人会員として加入している方
 - ② 三重県に住所がある方
 - ③ 運転免許取得後、30年（40年、50年）以上、自己の責任による交通事故がない方
 - ④ 過去5年以内に交通違反がない方
 - ⑤ 過去5年以内に罰金以上の刑に処せられたことがない方
- （令和5年1月中旬に発行された運転記録証明書の添付が必要です。）

●受付期間

第1段階：12月28日
第2段階：令和6年1月31日
※表彰は2段階の手続きを要します。

問 桑名地区交通安全協会
☎0594-23-9680

「潜在保育士等就労・ 職場復帰支援研修」 （Web）開催のお知らせ

保育士又は放課後児童支援員の資格をお持ちで、現在、保育現場で働いていない、働きたいと考えている方を対象に、5つの講座を開催いたします。

各講座、2時間程度の動画配信によるWeb研修です。1講座でも、全講座でも、受講したい講座にお申し込みいただけます。配信期間内なら、何度でも視聴出来ます。

●配信期間

10月2日（月）～
令和6年2月29日（木）

●申込期日

令和6年2月15日（木）
午後4時まで

●対象者

保育士または放課後児童支援員の資格を持ち、現在、保育現場で働いておらず復職をお考えの方（潜在保育士等）

●受講料

無料
※インターネットの通信料は、受講者負担となります。

●講座

- ① これからの保育に求められるもの
- ② 子どもの思いによりそう保

育

- ③ 子どもの発達と保育
- ④ 子どもの発達に寄り添った支援
- ⑤ 子どものあそび、学びをはぐくむ保育
- ⑥ 保育の質を高める記録の取り方

●申込方法

申込フォームURL
<http://forms.gle/M5LA8KXqawATkVx6>

問 社会福祉法人

三重県社会福祉協議会／
三重県保育士・保育所支援センター
☎059-227-5160
（平日午前9時～午後5時、
土日祝日・年末年始は休み）

福祉の就職フェアinみえ

保育の仕事をお探しの方を対象に、合同説明会を開催します。

●日 時
11月19日（日）
午後1時30分～午後3時30分

●会場

都ホテル四日市
（四日市市安島1-3-38）

●参加方

30法人（予定）
●対象
福祉・保育の職場に就職希望、または関心のある学生・一般

の方

●参加方法
特設サイト
<http://mie-fukushijobfair.jp/>より受付
（平日参加可）

問 三重県社会福祉協議会

三重県福祉人材センター
☎059-227-5160

11月は

「労働保険未手続事業 一掃強化期間」です

労働保険（労災保険）と「雇用保険」の総称は政府が管理し、運営する強制保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

●労働保険（労働者災害補償保険）は、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷、病気や死亡された場合に必要な給付等を行います。

●雇用保険は、失業や雇用継続が困難な場合、労働者の生活や雇用の安定を図り、再就職を促進するため必要な給付等を行います。

●労働保険の成立手続を怠っていませんか？

宝くじ 公式サイト

宝くじがネットで
購入できる！

宝くじ公式サイト

宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます

問 事業主が「故意」または「重大な過失」により、労災保険の成立手続を行わない期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、遡って保険料等を徴収する他、保険給付額の40%または100%を事業主から徴収します。

問 三重労働局労働保険徴収室
☎059-226-2100
最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所

お問い合わせ先 宝くじコールセンター
TEL 0570-01-1192（ナビダイヤル 有料）
TEL 011-330-0777（有料）

11月カレンダー

※健康カレンダーに記載の行事は状況により変更されている場合があります。ご注意ください。
 なお、下記の行事も状況によっては変更となる場合もあります。

主な行事	場所	時間	備考
1 ㊦・転倒予防教室 ・カウンセリング	福祉・教育センター集会室 保健センター	午後1時30分～午後3時 午前10時45分～午前11時45分 午後1時～午後2時 午後2時15分～午後3時15分 午後3時30分～午後4時30分	要予約 ☎68-6119
2 ㊦ ・すくすくひろば	保健センター	午前10時～午前10時30分	
9 ㊦・カウンセリング	保健センター	午後1時～午後2時 午後2時15分～午後3時15分	要予約 ☎68-6119
14 ㊦・もぐもぐ教室	保健センター	午前9時45分～午前10時	
15 ㊦・転倒予防教室 ・言語訓練	福祉・教育センター集会室 保健センター	午後1時30分～午後3時 午後1時30分～午後3時	要予約 ☎68-6119
16 ㊦ ・歯っぴい指導室 ・カウンセリング	保健センター 保健センター	午後1時30分～午後2時30分 午前10時45分～午前11時45分 午後1時～午後2時 午後2時15分～午後3時15分 午後3時30分～午後4時30分	要予約 ☎68-6119
17 ㊦・育児相談	保健センター	午後1時30分～午後3時	要予約 ☎68-6119
21 ㊦・トマッピーキッズサークル	木曾岬こども園	午前9時30分～午前11時30分	
22 ㊦・いす・たいそう教室	保健センター	午後1時30分～午後3時	
24 ㊦・人権相談・心配ごと相談・行政相談	福祉・教育センター会議室2	午前9時～午前11時30分	
26 ㊦・日曜役場	役場 住民課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務
28 ㊦・オレンジカフェ	福祉・教育センター会議室2	午後1時30分～午後3時	

納付を
お忘れなく!

11月の納付

- 国民健康保険料(11/30納期限) …… 第5期分
- 後期高齢者医療保険料(11/30納期限) 第5期分
- 介護保険料(11/30納期限) …… 第4期分
- 水道料金・下水道使用料(11/30納期限) B地区
- こども園保育料(11/30納期限) …… 11月分

口座振替の方は振替不能にならないよう通帳の残高をお確かめください。

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
 航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話 / 0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)
 - FAX / 0569-38-7859
- ※時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話	40-9008
平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30 / 土・日・祝日・年末年始	
総務政策課	68-6100
建設課	68-6106
危機管理課	68-6101
会計課	68-6107
税務課	68-6102
議会事務局	68-6108
住民課	68-6103
教育委員会	68-1617
福祉健康課	68-6104
保健センター	68-6119
産業課	68-6105
町立図書館	40-9010



● 町のホームページ
<https://www.town.kisosaki.lg.jp/>

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 2日・6日・9日・13日・16日 20日・23日・27日・30日	毎週火・金曜日 3日・7日・10日・14日・17日 21日・24日・28日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 1日・15日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 1日・8日・15日・22日・29日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 8日	毎月第4水曜日 22日
資源ごみ	毎月第4日曜日 26日	

家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

木曾岬町では、ごみの分別、収集日の確認に便利なごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信しています。是非ご利用ください。QRコードからアプリをダウンロードして、お住いの地区を設定してください。





人権講演会

※人数制限があります(先着順)

※手話通訳あります

※講演会前に人権ポスター及び作文の表彰と発表をします

桂三扇

講師

令和5年12月10日(日)
13時～15時(受付12時半～)
於 木曾岬町民ホール



演題

男女共同参画

落語界の

桂 三扇(かつら さんせん)プロフィール

平成4年 甲南女子大学在学中、桂 三枝(現:6代 桂 文枝)に入門。江戸時代から続く男性がほとんどの落語界で女流落語家として活躍中。女性であるが故に弟子修行時代や仕事での失敗やハンディがあり、その体験の中で人への心遣いや思いやりを学びました。キャッチフレーズは「小さな体で大きな仕事」平成25年「第8回繁昌亭大賞」創作賞受賞

主催/木曾岬町・木曾岬町人権教育研究協議会

詳しくは木曾岬町役場住民課までお問合せください ☎(0567)68-6103